

【表紙】
【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の23第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 ZUU Funders株式会社 代表取締役 富田 和成
【住所又は本店所在地】 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー46F
【報告義務発生日】 2025年3月21日
【提出日】 2025年3月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ウェルディッシュ
証券コード	2901
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ZUU Funders株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー46F
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2019年4月10日
代表者氏名	富田 和成
代表者役職	代表取締役
事業内容	株式等の保有、売買並びにその他の投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー46F ZUU Funders株式会社 米田侑介
電話番号	03-4405-6100

(2)【保有目的】

当社が無限責任組合員となっているZUUターゲットファンドforウェルディッシュ投資事業有限責任組合の保有目的は、純投資となります。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 1,018,920
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,018,920
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,018,920
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		1,018,920

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年9月30日現在)	V	17,557,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.49
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年3月21日	転換社債型新株 予約権付社債	1,018,920	5.49	市場外	取得	第三者割当（新株 予約権付社債1個当 たり18,000,000 円）

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>共同保有</p> <p>金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株式の数は、ZUUターゲットファンドforウェルディッシュ投資事業有限責任組合の保有する株式の数です。提出者（大量保有）1および2は、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるZUUターゲットファンドforウェルディッシュ投資事業有限責任組合の組合員として、株券等に投資するのに必要な権限を共同で有しております。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	630,000
上記（Y）の内訳	ZUUターゲットファンドforウェルディッシュ投資事業有限責任組合に出資する組合員からの出資金に基づくものです。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	630,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ユニコーン
住所又は本店所在地	東京都新宿区西新宿7-1-12 クロスオフィス新宿
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2015年12月28日
代表者氏名	安田 次郎
代表者役職	代表取締役 最高経営責任者
事業内容	ベンチャー企業への投資及びアドバイザー業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都新宿区西新宿7-1-12 クロスオフィス新宿 株式会社ユニコーン 安田次郎
電話番号	03-6826-2174

(2)【保有目的】

当社が無限責任組員となっているZUUターゲットファンドforウェルディッシュ投資事業有限責任組合の保有目的は、純投資となります。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 1,018,920
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,018,920
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,018,920
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		1,018,920

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年9月30日現在)	V	17,557,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.49
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

1. ZUU Funders株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 1,018,920
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,018,920
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,018,920
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		1,018,920

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年9月30日現在)	V	17,557,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.49
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ZUU Funders株式会社	1,018,920	5.49
合計	1,018,920	5.49